会議録 (概要)

会議名	令和5年度 第1回愛西市権利擁護支援連携協議会	
開催日時	崔 日 時 令和5年8月30日(水)午後2時45分から午後3時35分	
開催場所	愛西市役所 北館2階 会議室 2-1・2-2	
出席者	服部一将、浅井佐智子、鎌田正慶、三和田篤、山田五月、中上陽子	
欠 席 者	竹田晴幸	
●協議事項 (1)委員長の選出及び副委員長の指名について 協議事項等 (2)中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について (3)意見交換		
公開/非公開の別	公開	
非公開の理由	_	
傍聴人の数	0人	
・次第 ・愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱 ・愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿 ・資料1-1 事業実施方針 ・資料1-2 令和5年度愛西市権利擁護支援センター実績報告 ・資料1-3 市長申立て手順		
審議経過 別紙のとおり		

愛西市権利擁護支援連携協議会 委員

役 職	氏 名	推薦母体	備	考
委員長	服部 一将	愛知県弁護士会		
副委員長	浅井 佐智子	リーガルサポート愛知支部		
委員	鎌田 正慶	愛知県社会福祉士会		
委員	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院		
委員	山田 五月	佐屋苑地域包括支援センター		
委員	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会		
委員	中上 陽子	愛知県社会福祉協議会		

事務局

役	職	氏 名	備考
保険福祉部社会福祉課	課長	伊藤 義幸	
保険福祉部社会福祉課	課長補佐	柘植 佐知子	
保険福祉部社会福祉課	主任	藤本 貴志	
保険福祉部高齢福祉課	課長	八木 久美子	
保険福祉部高齢福祉課	課長補佐	猪飼 隆善	
権利擁護支援センター	専門相談員	稲穂 宏紀	
権利擁護支援センター	専門相談員	佐藤 和子	

審議経過

番 磯 程 週 発言者	内容(概要)
社会福祉課長	1. あいさつ
各委員	2. 自己紹介
事 務 局	3. 協議事項 (1) 委員長の選出及び副委員長の指名について ・愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱第5条第2項により、委員長は、 委員の互選により選出する旨を説明。 ・委員より委員長は「服部一将委員」にお願いしてはどうかとの発言があり、 委員賛同により、服部委員が委員長に就任となった。 (服部委員長 あいさつ) ・委員長から副委員長には、「浅井佐智子委員」を指名する旨の発言があり、
	浅井委員が副委員長に就任となった。
	(浅井副委員長 あいさつ)
委員長	これにより愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱に従い、議事を進めさせていただきます。
事務局	(2)中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について (資料 $1-1$ 、 $1-2$ 、 $1-3$ について説明)
委員長	ただいま、事務局より説明がありましたとおりですが、委員の方、何かご 質問や意見はございませんか。
委員長	市と権利擁護支援センターが実施する予定の講演会について、講師はどのような経歴があるのでしょうか。
事務局	講師の渡辺哲雄氏は東濃成年後見センターの元理事長、現福祉学校の先生で成年後見制度について非常に詳しい方です。 講演会の申込状況ですが、現在50名程で、今後関係者の会議等で周知する予定です。
副委員長	資料1-1「アの5」にある市民後見人の育成検討について具体的に教えてください。

事務局

市民後見人の育成は小さな自治体単位では担い手が集まりにくい実情があります。今後市民後見人の育成については海部圏域での実施について、行政やセンターとで意見交換を行う予定です。

副委員長

法律専門職後見人が少ないのが現状です。担い手が少ない中で市民後見人が非常に貴重な存在になると思います。そういう意味でも市民後見の育成を 進めてもらいたいです。

(他の質問や意見なし)

委員長

(3)情報交換

先ほど事務局より説明がありました中で、成年後見人などが必要であるものの、身寄りがない場合の手続き、いわゆる市長申し立てについての内容が挙げられました。高齢化に伴う単身高齢者の増加や親亡き後の障害者への権利擁護支援など、中核機関や権利擁護支援センターの役割は大きくなると考えられます。この情報交換では、皆様それぞれのお立場から権利擁護の支援に携わるうえでの課題などを、先ほどの事務局の説明資料なども参考にご意見いただけたらと思います。

副委員長

リーガルサポート(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部)での後見人業務の担い手は愛西市内で一人です。社会福祉協議会や地域包括支援センターからよく相談をお受けしますが、その中で、申立書を作成した司法書士を候補者として挙げたとしても、家庭裁判所が候補者を選任しないケースもあり厳しいと感じる時があります。

委員長

アイズ (愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター) を経由して後見人等の推薦依頼があったときの書類によると、司法書士の方が申立書を作成し同じ方が候補者になっている場合、家庭裁判所はその司法書士以外を選ぶといった傾向もあり、候補者を挙げるとかえって選任されないというケースもあります。

委 員

資料1-3の市長申立ての手順ですが、法律ガイドラインに沿った一般的な手順であり、問題ないと思います。事務分掌についてもしっかりと行政と権利擁護支援センターで打ち合わせがなされており、書類に残しておくということは非常に大事なことと思います。

質問ですが、手順の中で、「成年後見制度の利用が適切である場合」との記載があるがこれを検討するプロセスはどのようなものでしょうか。

権利擁護支援センターが周知されていくと、利害関係人の都合のみや周囲の 都合で制度を周りが考えたりすることもあり、本当にご本人のために制度が 使われるのか、その点のプロセス、判断はどのように行っていくのかをお聞 かせください。

事務局

権利擁護支援センター開設以前は、例えば地域包括支援センターであれば、 地域ケア個別会議等を開催し、本人の意向を踏まえて、周囲が財産管理、身 上保護が必要という合意形成を図った上で、担当課に市長申立ての相談をし ていました。

今年度設置された権利擁護支援センターでは専門職を配置しており、今後は様々な機関から寄せられた相談からセンター職員がアセスメントを行い、成年後見人等の必要性を検討し、支援検討委員会に諮るという流れにしていきたいと考えます。

委 員

医療機関では入院時に身寄りがいない等で申立ての必要性が出てくることがありますが、自治体によっては、予算の都合で思うように市長申立てが進まないケースが過去にありました。しかし、先ほどの事務局の説明で、愛西市では令和4年度の市長申立てが5件ありますし、今回市長申立て手順を整備されたことにより、速やかな体制ができるので心強いと考えます。

支援検討委員会は年4回ですが、成年後見制度の利用が必要な方で検討が必要な場合、別で委員会を開催するのか、次回の委員会を待つのかをお聞かせください。

事務局

急ぎの事例については、委員会を待たずに手続きを進めることも考えています。

委 員

この委員会に限ったものではなくて、事例によっては委員会以外の形で手 続きを進める可能性もあるということでよろしいですか。

事務局

お考えのとおりです。成年後見人等を要すると思われた際には、権利擁護 支援センターに速やかにご相談いただけたら幸いです。

委員

地域包括支援センターでの高齢者の相談は増加しており、今回権利擁護支援センターが開設し、相談や申立てに支援機関ができたことは心強い。 現在、権利擁護支援センターと申立てに向けて連携しているケースがありますが、今後も権利擁護支援が必要な方は増えていくと思いますので連携をお願いしたい。

委員

愛知県内の全体の傾向として、アイズ、リーガルサポート、愛知ぱあとなあセンター(愛知県社会福祉会)、いずれも圧倒的に成年後見人等の受任者が足りていない状況です。後見人が足りないから市民後見人の育成をすればよいということではないが、その人にとって一番ふさわしいと思われる後見人が選任されるようにという観点から市民後見人の育成も必要です。また、これから愛西市において法人後見ができると色々な選択肢ができたり、機能強化ができると思います。市民後見人の育成に関しては、海部圏域でできないかが検討されていますが、県としては国が示している養成研修を県でできな

いか考えております。

委員長

資料1-1「03」の成年後見のニーズ把握について、具体的な取り組みをお聞かせください。

事務局

各職能団体に後見人等の受任状況の調査をさせて頂きました。どの団体も成年後見人等の受け入れ状況は少ないのが現状です。

委 員

名古屋市は専門職後見人の活動を形でバックアップするような仕組みに変わりました。具体的には経済困窮者の後見事務費の助成であり、報酬助成の要件を拡充しています。専門職後見人にとっては、報酬見込みもあり、中核機関のバックアップあると、モチベーションの維持に繋がり、また受任しようという気持ちに繋がる場合もあると思います。専門職後見人が活動しやすいような体制を整備してもらいたいです。

委 員

愛西市の成年後見利用支援事業の要件は緩和されましたでしょうか。

事務局

今後の検討課題であると考えます。

委員長

その他ご意見もございませんので、議題についてすべて終了といたします。 皆さんのご協力の下、スムーズに議事を運ぶことができました。ありがとう ございました。それでは事務局へ進行を戻します。

事務局

最後に次第「その他」としては、次回第2回権利擁護支援連携協議会の日時についてご連絡いたします。第2回会議は、令和6年2月16日(金)午後2時40分から午後3時40分、場所は本日のこの会場、北館会議室2-1・2-2を予定いたしております。日にちが近くなりましたら、ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。